

令和6年10月

臨時會議事録

備北地区消防組合

令和6年10月4日備北地区消防組合議会臨時会を開会した。

1 出席議員は、次のとおりである。

1 番 片岡 宏文	2 番 竹田 恵	3 番 細美 克浩
4 番 山田真一郎	5 番 藤岡 一弘	6 番 坪田 朋人
7 番 松本みのり	8 番 藤原 洋二	9 番 桂藤 和夫
10 番 増田 誠宏	11 番 藤井憲一郎 (副議長)	
12 番 堀井 秀昭 (議長)		13 番 横路 政之
14 番 弓掛 元	15 番 政野 太	16 番 保実 治

以上16名

2 地方自治法第121条により出席した者の職氏名は、次のとおりである。

管 理 者 福岡 誠志	副 管 理 者 木山 耕三	副 管 理 者 堂本 昌二
三 次 市 長 庄原市長	庄原市長	三 次 市 副 市 長
消 防 長 松田 吉弘	総務課長 松本 英嗣	予 防 課 長 常島 竜治
警 防 課 長 中岡 紳	通 信 指 令 課 長 真丸 行成	三 次 署 長 山本 修司
庄原署長 亀山 勝	東 城 署 長 前田 拓哉	

以上11名

3 議会事務局職員として出席した者の職氏名は、次のとおりである。

総務課課長補佐 児玉 智宏 総務課庶務係長 橋本 政彦
総務課経理係長 山本 陽広

4 会議に付した事件は、次のとおりである。

議案日程

日 程	議案番号	件 名
第 1		会期の決定について
第 2		行政報告

第 3	議案第 7 号	令和 6 年度備北地区消防組合一般会計補正 予算（第 1 号）（案）
-----	---------	---------------------------------------

5 議事の状況は、次のとおりである。

午前10時00分 開会

○議長（堀井秀昭君） 皆さん、おはようございます。

いきなり寒くなってきましたが、夏の暑さを忘れそうな気がしますけども、本日は何かと御多忙のところ御出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

本日の議会の出席議員数は16名で、全員であります。

よって、ただいまから令和6年備北地区消防組合議会臨時会を開会いたします。

なお、本日の会議は、傍聴、録音、録画を許可しております。

直ちに本日の会議に入ります。

本日の会議録署名者を指名いたします。

会議規則86条の規定によって、署名者は竹田議員及び松本議員を指名いたします。

日程に入ります前に、管理者福岡三次市長から挨拶の申入れがありましたので、これを許します。

〔管理者三次市長（福岡誠志君）、挙手して発言を求める〕

○議長（堀井秀昭君） 管理者三次市長。

○管理者三次市長（福岡誠志君） 改めまして、おはようございます。

本日、令和6年備北地区消防組合議会臨時議会を招集しましたところ、議員の皆さんには大変お忙しい中、お集まりをいただきましてありがとうございます。また、備北地区消防組合の運営につきましては、日頃から何かと御理解と御協力をいただいておりますことを、この場をお借りして御礼を申し上げる次第です。

議員各位におかれましては、既に御存じのことと思いますが、庄原消防署高野出張所において公金である通信運搬費の窃取事案が発生し、9月19日付で、窃取した職員について懲戒処分を行いました。

公務員における公金の取扱いについては、常に厳正なものでなければならず、今回の行為については、地域住民の生命、財産を守る消防吏員として許されざるもので、厳しい処分としています。

管理者として、改めて消防長に対し、服務規律の徹底と地域住民の信頼回復に向け、全力を尽くすよう指示をしたところです。この件につきましては、後ほど消防長から報告をさせます。

さて、9月21日には、石川県の能登地方を中心に大雨特別警報が発表され、記録的な大雨となりました。本年1月1日に発生した地震災害の復旧の中もたらされた大雨は、被害をさらに拡大させ、復興をも阻む大災害となっています。この災害によりお亡くなりになられた方々に対しまして、謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われた方に心よりお見舞いを申し上げます。

当消防組合管内におきましては、この間大きな災害は発生しておりませんが、全国各地で発生している災害を踏まえ、防災・減災につなげるには、平常時からの備えというのが何より重要であり、いま一度市民の皆様と情報を共有してまいりたいというふうに思っております。

本日は、消防本部・三次消防署新築工事などに係る令和6年度備北地区消防組合一般会計補正予算（第1号）（案）1件について提案することといたしております。提案理由等の詳細につきましては、後ほど説明を申し上げます。

それでは、よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

○議長（堀井秀昭君） 日程第1，会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思っております。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀井秀昭君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定しました。

日程第2，行政報告を行います。

消防長から行政報告の申出がありました。これを許します。

〔消防長（松田吉弘君），挙手して発言を求める〕

○議長（堀井秀昭君） 松田消防長。

○消防長（松田吉弘君） 改めまして、おはようございます。

お許しを得ましたので、行政報告を行います。その前におわびと御報告をさせていただきます。と思っております。

令和6年7月に庄原消防署高野出張所で職員による公金の窃取事案が発生しましたことに対しまして、住民の皆様、そして当組合議員の皆様を含めて関係団体

の方，また関係者の方に多大なる御迷惑をおかけしましたことを心より深くおわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

この公金窃取事案につきまして御報告をさせていただきます。

失礼いたします。令和6年7月12日に，庄原消防署高野出張所で保管していた通信運搬費3,000円が紛失したことが判明し，直ちに庄原消防署，消防本部へ連絡がありました。同出張所職員で捜索するとともに，消防本部総務課職員にて同出張所内での保管状況の確認，7月17日，18日に職員への聞き取り調査を行いました。発見はされませんでした。紛失を含め，盗難も考えられることから7月19日に庄原警察署へ被害届を提出いたしました。

任意の事情聴取が行われていたところ，8月28日に，事情聴取を受けていた職員が窃取を認めました。これを受けて，当該職員を勤務から外し，自宅待機といたしました。当組合も，9月3日に当該職員と面談し，警察に聴取された内容の事実確認を行うと，通信運搬費を窃取したことは間違いなく，また施錠されたロッカーから複数回にわたり通信運搬費を窃取して生活費に充て，給料が支払われた月末に元の場所に戻す行為を繰り返していたと確認をいたしました。

これにより，本窃取事案に係る職員の処分等について，9月6日，備北地区消防組合職員分限・懲戒審査委員会において厳正な審査を行い，当該職員は懲戒免職，管理監督責任として，消防長，庄原消防署長は訓告との審査結果により，令和6年9月19日付で関係職員に処分の申し渡しを行ったものです。

公金の窃取，これは，倫理的，道徳的に反社会的な行為で，住民の皆様の信頼を損なう極めて重大な犯罪であります。公務員としても，あるまじき非違行為であります。本事案が発生したことは大変残念であり，消防長としましても大変重く受け止め，その責任を痛感しております。

関係職員につきましては，免職の懲戒処分をしたところですが，改めて消防組合内のコンプライアンス意識の醸成を図るとともに，公金の取扱いについては，現金の保管を最小限にするとともに，現金のチェック体制の強化を図るなど，再発防止に徹底的に取り組んでまいります。二度とこのような不祥事が起こらない組織体制と，全職員に対して倫理の確立や綱紀粛正と服務規律の確保の徹底を行い，住民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

改めまして，このたびの不祥事につきましては，誠に申し訳ございませんでし

た。

それでは、令和6年の火災等などの災害状況及び救急出場状況について御報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。

今年に入り、9月末現在で管内では44件の火災が発生し、昨年同時期と比べ21件の減少となっています。また、2名の方がお亡くなりになられ、4名の方が負傷されております。

火災発生状況は、三次市が26件、庄原市が18件で、前年比、三次市が5件の減少で庄原市が16件の減少となっており、その他の火災が全火災件数の約6割を占めている状況です。

次に、救急・救助の出動状況でございます。

救急は、3,612件出場し、3,439人を搬送しており、昨年同時期と比較し出場件数で253件、搬送人員で267人増加しています。

救助につきましては、43件出動、24人を救助し、昨年同時期と比較し出動件数で4件増加、救助人員で3人減少しています。

また、高速道路への出動状況ですが、中国自動車道に12件、尾道松江道に21件出動し、合計33件の出動となっています。

ドクターヘリの要請件数は36件で、内訳につきましては、広島県のドクターヘリ19件、島根県のドクターヘリ10件、鳥取県のドクターヘリが7件です。岡山県のドクターヘリはゼロ件です。

また、資料はありませんが、熱中症に関する救急出場状況について御報告いたします。

5月1日から9月末現在まで、管内で138件救急出場しています。昨年同時期と比較して50件増加しており、傷病程度の内訳は重症2名、中等症56名、軽症80名となっております。

また、年齢区分では、高齢者の方が94名、成人の方が32名、少年の方が12名となっており、65歳以上の高齢者の割合が全体の約68%を占めている状況です。

以上をもちまして行政報告とさせていただきます。組合議員の皆様方には、引き続き御理解と御協力を賜りますよう、本日はどうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（堀井秀昭君） ただいまの行政報告について質疑がありますか。

〔10番 増田誠宏君，挙手して発言を求める〕

○議長（堀井秀昭君） 増田議員。

○10番（増田誠宏君） では，通告しておりますので，行政報告に関連して質問いたします。

消防職員は，職務の性質上，メンタルヘルスに大きな負荷がかかる職場とされています。火災や救急など，生命の危険に伴う高い緊張感や24時間勤務という不規則な勤務体制により，睡眠不足や生活リズムの乱れを引き起こし，メンタルヘルスに悪影響を及ぼす場合があると言われています。メンタルヘルスの悪化は，ギャンブル依存症やアルコール依存症などに結びつき，夜勤のある人ほどリスクが高いとの調査結果もあります。そうしたことを防止するための対策，そのような兆候が見られる職員がいた場合の支援策等，どのようにされているのかをお伺いします。

〔総務課長（松本英嗣君），挙手して発言を求める〕

○議長（堀井秀昭君） 松本総務課長。

○総務課長（松本英嗣君） ただいまの御質問にお答えをしたいと思います。

現在当組合では，労働安全衛生法にのっとりまして，平成28年7月に備北地区消防組合ストレスチェック制度実施要綱を策定しております。本制度は，職員自身のストレスへの気づきやその対処法の支援，職場環境の改善を通じて，メンタルヘルス不調となることを未然に防ぐことを目的としております。

具体的には，全職員を対象に，毎年1回組合内のポータルシステム，いわゆる職員用のパソコンシステムですけれども，これを活用しまして，アンケート形式でストレスチェック，こちらを行っております。この調査結果で高ストレスの値を示した職員に対しましては，個別に産業医による面談をするようにということで勧奨をしております。また，年1回衛生委員会におきまして，職員全体のこの調査結果を基に産業医による所見，それからアドバイスもいただきながら改善に努めております。

〔10番 増田誠宏君，挙手して発言を求める〕

○議長（堀井秀昭君） 増田議員。

○10番（増田誠宏君） 今回質問させていただきましたのは，先ほど管理者，消

防長より御説明いただきました通信運搬費の窃取の懲戒免職の事案ですよね。そういったことから質問させていただきましたが、その中で服務規律や綱紀肅正の徹底を図るとされており、これが再発防止の一つだというのは理解するのですが、そういった中で、体の健康だけでなく、心の健康についてもよい状態に保ち、先ほど御説明いただきましたように、職員の皆さんが安心して働ける環境づくりに取り組んでいただきたいと思います。

今回の件、決して、管理者からもおっしゃいましたように、許されるものではありません。しかしながら、その背景ですよね。背景をしっかりと見ていく必要があると思いますし、もし以前から、今回の件、以前からそのような兆候があったかどうかというのは分かりませんが、そういったことがあった場合、適切な処置や治療で、もしかしたら防げたこともあったのかもしれない。

最後の質問としましては、先ほど高ストレスをアンケートで発見した場合、個別に勧奨するということでしたが、これ、大体でいいですので、ここ数年で1年当たりどのぐらいあったのか教えていただきたいと思います。

また、それとは別に、相談窓口ですよね。そういった職員の皆さん、困ったときに相談、相談窓口というのは設置されているのか。また、上司も含めて、相談しやすい体制というのはしっかり取られているのか、最後お伺いします。

〔総務課長（松本英嗣君）、挙手して発言を求める〕

○議長（堀井秀昭君） 松本総務課長。

○総務課長（松本英嗣君） まず、1つ目の質問ですが、高ストレス値をどのぐらいアンケート結果で把握しているのかということでございますけども、ここ2年のデータによる結果ですが、令和4年で12名。それから、令和5年で4名の職員が高ストレスという判定を受けています。そのうち、面談を希望された方については1名です。当組合としましても、この高ストレス値の職員に対してどのような形で面談へつなげていくかというのが課題となっております。これにつきましては、今後も他消防本部などにも伺いながら、何とか産業医への面談についてつなげていける取組として、引き続き行いたいと思っております。

それから、相談窓口等の関係でございますけども、組合では、毎年5月ぐらいに、職員の意識調査ということで、アンケート調査を行っております。その中で、総務課が相談窓口として人間関係であったりいろいろなハラスメントであっ

たり改善要望，その他，いろいろな意見について問題や気づきとかあれば記名または，匿名でもよいので，総務課のほうにお寄せいただくアンケートをしております。そこで情報を収集して，改善すべき点は改善していくという形で職員の窓口として設けております。アンケート以外にも総務課は通年で相談は承っておりますので，そこは職員にも徹底して，何かあれば総務課の相談窓口へ，ということでは周知をしているところでございます。

○議長（堀井秀昭君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀井秀昭君） なしと認め，質疑を終結いたします。

日程第3，令和6年議案第7号令和6年度備北地区消防組合一般会計補正予算（第1号）（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔副管理者三次市副市長（堂本昌二君），挙手して発言を求める〕

○議長（堀井秀昭君） 堂本副管理者。

○副管理者三次市副市長（堂本昌二君） ただいま御上程になりました議案第7号令和6年度備北地区消防組合一般会計補正予算（第1号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は，歳入歳出予算の補正，債務負担行為，地方債及び一時借入金の補正であります。

第1条，歳入歳出予算の補正につきましては，歳入歳出それぞれ7億9,594万円を増額し，補正後の総額を歳入歳出それぞれ27億4,873万9,000円にしようとするものです。

それでは，14ページからの歳出について御説明いたします。

款3 消防費，目2 消防施設費の工事請負費は，備北地区消防組合消防本部・三次消防署新庁舎建設工事費の4割分に当たる前払金7億9,563万1,000円を増額。

款4 公債費，目2 利子の償還金利子及び割引料は，起債額借入れまでの資金不足を補うための一時借入金の利息分として30万9,000円を増額しようとするものです。

次に，歳入について御説明いたします。

12ページをお開きください。

款 1 分担金及び負担金の分担金は、歳出の増額により三次市分、庄原市分と合わせて 5 億 674 万円を増額。

款 8 組合債は、新庁舎建設工事に係る緊急防災・減災事業債の増額により 2 億 8,920 万円を増額しようとするものです。

第 2 条、債務負担行為の補正につきましては、4 ページ記載の第 2 表のとおり、新庁舎建設工事費の 6 割分及び工事監理費として 12 億 3,834 万 1,000 円を追加しようとするものです。

第 3 条、地方債の補正につきましては、5 ページ記載の第 3 表のとおり、新庁舎建設工事に係る緊急防災・減災事業債の増額により、限度額を 2 億 9,510 万円に変更しようとするものです。

第 4 条、一時借入金の補正につきましては、工事前払金における起債額借入れまでの資金不足を補うため、一時借入金の最高額 1 億円に 3 億円を追加し、4 億円にしようとするものです。

以上、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（堀井秀昭君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔10 番 増田誠宏君、挙手して発言を求める〕

○議長（堀井秀昭君） 増田議員。

○10 番（増田誠宏君） 1 点質問させていただきます。

今回の新庁舎の整備、消防施設費というところですが、これに対する歳入は、補正予算書上では組合分担金となっております。一方、備北地区消防組合規約では、組合の経費は分担金、手数料、そのほか収入の 3 つでございます。今回の歳入につきまして、規約上のそのほか収入になるということですのでよろしいのか、三次市議会ではそのような説明がありました。確認の意味で質問させていただきます。

〔総務課長（松本英嗣君）、挙手して発言を求める〕

○議長（堀井秀昭君） 松本総務課長。

○総務課長（松本英嗣君） 御質問にお答えいたします。

先ほど議員の御質問にございましたように、当組合の経費につきましては、両市分担金、そのほかの収入をもって充てるという形になっております。両市の分

担金，それにつきましては，通常の消防基準財政需要額で算出したもので，運営費，それからそれ以外，当該建築に係る三次消防署の部分については三次市の負担，そこにつきましてはその他の経費という形で算出をさせていただいて，両市で御議決をいただき，消防本部部分，三次市と庄原市の負担，三次消防署，三次市の負担という形で考えておりますし，そこにつきましては，それはその他の経費という形で考えております。

以上です。

○議長（堀井秀昭君） 他に質疑はありませんか。

ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀井秀昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀井秀昭君） 討論なしと認めます。

よって，討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀井秀昭君） 異議なしと認めます。

よって，本案は原案のとおり可決しました。

以上で本臨時会に提出された付議事件は終了いたしました。

これにて令和6年備北地区消防組合議会臨時会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前10時25分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年10月4日

備北地区消防組合 議 会 議 長 堀井 秀昭

議事録署名者 竹田 恵

議事録署名者 松本みのり